

## 設計変更事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う工事請負契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって工事の品質確保、適正化及び事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 設計変更とは、富山市工事請負契約約款の規定により元設計（図面又は仕様書等）を変更することをいい、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含むものとする。

### (設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更できる範囲は、別に定める設計変更ガイドラインによるものとする。

### (設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の3割以内の場合。ただし、別件発注することが妥当な場合は除く。
- (2) 設計変更による増加額が当初契約金額の3割を超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施行することが著しく困難な場合。
- (3) 設計変更により減額する場合。

### (設計変更の手続き)

第5条 設計変更の必要が生じた場合、監督員は当該変更内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。

2 監督員は、当該変更の内容について変更理由書を添付した執行伺書により、富山市事務専決規程に基づく契約変更の決裁を受けるものとする。

3 変更内容が軽微なもので、請負対象設計額の2割未満、かつ、300万円未満の増額又は減額のものにあつては、前項の規定によらず、工事打合せ簿により工事内容を変更できるものとし、所属長の承認を受けることで受注者に指示できるものとする。なお、変更内容が軽微なものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- (2) 新工種に係るもの

4 前項の場合、契約変更は工期の末までに行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から試行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。